

産業統計部会の審議状況について
(経済産業省生産動態統計調査)(報告)

資料4

項目	変更内容等	部会審議		審議の状況
		第1回	第2回	
1 今回申請された変更について (1)統一基準の見直し	○ 総論 現行の「統一基準の見直しに当たっての基本的な考え方」に基づき、現在の鉱工業活動の実態に見合った内容となるよう、全体的な基準の見直しを図る。	●		<p>【引き続き審議】 (統一基準の見直しに当たっての基本的な考え方の概要及び今回の変更の趣旨等を確認)</p> <p>【委員等からの主な意見】 ◆本調査の将来的な見直しのために統一基準を見直すという方向性は理解したが、今後予定されている調査の見直しの具体的な内容がわからないと、適否の判断は難しいことから、現時点で想定されている見直しの内容を説明してほしい。</p> <p>◆(上記質問に対し調査票種類の縮減、品目の統廃合、新規品目を検討している旨の回答があり)将来、予定されている見直しの内容は、統計委員会に諮問することの認識でよい。</p> <p>◆どのような状況であれば、統一基準の見直しを行うのか、ルール化しておくとい。そういったものが統計委員会で検討する内容と考える。</p>
	○ 製品欄の内訳項目について、以下の補足内容を削除 ・ 調査品目や項目が詳細または多岐にわたっているものについて一般統計調査へ移行することを検討すること ・ 受け入れについて、海外からの受入が多い品目について「国内」と「国外」に分けることを原則とすること	●		<p>【おおむね適当と整理】 (内訳項目補足内容を削除する背景、内訳項目の行政ニーズ等を確認。統一基準から当該記述を削除することは了解)</p> <p>【委員等からの主な御意見】 ◆行政上の理由があつて統一基準に盛り込んだものであり、今後の調査項目の見直し際は、その趣旨等を明確にすべき。</p> <p>◆具体的な調査項目の変更の際に、改めて審議し、その妥当性について確認することが必要</p>
	○ 製品欄の調査品目となる対象商品について、「商品」を示す内容を「工業統計調査用商品分類の商品」から、「経済センサス-活動調査及び経済構造実態調査の調査品目分類」へ変更 ○ 製品欄の調査品目について、現在調査されていない商品のうち、調査品目として採用する場合の年間出荷額の基準を、「1000億円以上」から「500億円以上」へと引き下げ ○ 製品欄の調査品目を見直す際、「日本標準産業分類」の変更に対応した見直しから、「産業分類・生産物分類」の変更に対応した見直しを行うことへと変更	●		(第2回部会で審議)
	○ 生産能力・設備欄について、以下の内容を削除 ・ 生産指数に比べて生産能力指数及び稼働率指数の業種別代表率が低い(生産指数採用品目に比べて生産能力指数及び稼働率指数採用品目が少ない)業種を重点に、調査の可能性等の検討を行った上で拡充を図ることとする ・ 調査単位については、より実態を表す単位を採用する(設備調査から能力調査への切り替えも推進する)。	●		(第2回部会で審議)

項目	変更内容等	部会審議		審議の状況
		第1回	第2回	
1 今回申請された変更について (1)統一基準の見直し	○ 調査票について、これまで「調査品目の少ない調査票又は調査品目が類似している場合等」に調査票の再編・統廃合を行うとされていたところ、新たに「調査項目が類似している場合」にも再編・統廃合を行うと、内容を追加		●	(第2回部会で審議)
(2)集計事項の変更	○ 現在、速報、確報、年報で、それぞれ異なる公表様式を使用しているところ、これを共通の公表様式に統一化する ○ 公表様式の統一化に関連する調査計画の集計事項に関する記載内容を変更 ○ 年報の様式変更のタイミングについて、令和7年6月公表予定の令和6年分年報から実施 ○ 速報の集計事項で記載されている「出荷数量」という文言を、「販売数量」に変更	●		<p>【おおむね適当と整理】 (速報、確報、年報の公表様式を統一化する必要性、利活用面での影響、統一化に関する利用者への周知やサポート等の対応について確認。利用者の利便性の確保や、丁寧な情報提供が必要との意見があったものの、公表様式の統一化により、機械判読可能な形で集計表が提供でき、集計作業の効率化、正確性の向上に資することから変更内容は了承。)</p> <p>【委員等からの主な意見】 ◆集計事項の文言等の修正については、本調査の定義について、一般に広く知られていないことから、変更の背景事情がわかるよう整理することが必要 ◆現行の速報で提供している鉱工業指数ベースの増減率等について、利用者が引き続き再現して把握できるよう、鉱工業指数に対応している品目についての情報や、再現方法等を提供することが必要 ◆利用者が各自で増減率等を計算することになるが、計算した数値が正しいのかどうか確認できない点に懸念がある。調査品目の接続が正しくできているか等、確認できるような情報が必要 ◆今回の集計事項の変更内容と利用者に提供するツール等の情報については、事前に利用者へ周知を徹底することが重要 ◆ツールの活用や、変更点の十分な説明等、今回の変更によって生じる課題については、答申の中に盛り込むこととしたい</p>
(3)その他の変更	ア 報告を 求める事 項の変更 (調査品目 の区分変 更)	○ 「機械器具月報(その40)自動車(戦闘用自動車を除く)」の「1-1 製品」の品目区分のうち、二輪自動車(モータースクータを含む)について、調査品目の区分を変更	●	(第2回部会で審議)
	イ 調査方 法の変更 (調査票の 電磁的記 録での提 出の削除)	○ 調査票の提出方法のうち、「電磁的記録による提出」について、記述を削除	●	(第2回部会で審議)
2. 統計委員会諮問第128号の答申(令和元年5月24日付け統計委第1号)における「今後の課題」及び「留意すべき事項」への対応状況について	○ 「今後の課題」として、将来的な母集団名簿の整備について、本調査の精度を確保する観点から、経済構造実態調査に工業統計調査が包摂された場合、本調査の母集団名簿の作成方法に影響が生じる可能性があるため、将来的な母集団名簿の整備方法について、経済構造実態調査の見直し状況も踏まえ、検討すること		●	(第2回部会で審議)

項目	変更内容等	部会審議		審議の状況
		第1回	第2回	
2. 統計委員会諮問第128号の答申(令和元年5月24日付け統計委第1号)における「今後の課題」及び「留意すべき事項」への対応状況について	<ul style="list-style-type: none"> ○「留意すべき事項」として、経済産業省は、これまで都道府県において蓄積してきた調査対象事業所の特性等のノウハウの提供を受け、それを基に民間事業者に対し、適切な指導・作成プロセス管理を行うこと ○「留意すべき事項」として、経済産業省は、都道府県における本調査結果の利用や動向分析等に支障が生じないよう、適切に情報提供等の支援を行うこと。また、本調査は、調査結果の利活用状況からみて、安定的な結果提供の維持等が必要であることから、今回の変更による調査結果への影響分析を行い、その結果を委託業務内容等の改善に活用するとともに、分析結果を、本委員会にも事後的に報告する必要がある。 			(第2回部会で審議)

※部会日程

第1回(第130回産業統計部会) : 令和7年6月2日(月)開催

第2回(第131回産業統計部会) : 令和7年6月19日(木)開催予定